

2号/17



産業廃棄物処理施設設置届出書

平成 2年11月 8 日

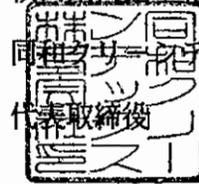
秋 田 県 知 事

佐々木喜久治殿

COPY

住 所 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

氏 名



同和タマックス株式会社

代表取締役 刈田 鐵 三 郎



次のとおり産業廃棄物処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により届け出ます。

施 設 の 種 類	焼却処理施設 (主に汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、繊維くず、動植物性残渣、建設廃材等の焼却施設)
処理する産業廃棄物の種類	燃えがら、ばいじん、汚でい、廃油、廃酸 廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず 繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず ガラス及び陶磁器くず、鉦さい、建設廃材 産業廃棄物を処分するために処理したもの (有害物質にあっては、水銀又はその化合物およびPCBを含むものを除く)
設 置 場 所	秋田県大館市花岡町字滝の沢7番地 秋田県大館市花岡町字獅子ノ沢83番地
処 理 方 式	焼却、熱分解

構造および施設の概要	焼却処理施設； 鉄筋コンクリート床 ロータリーキルン、二次室 JF炉、固定床炉、医廃炉 ガス冷却塔、洗浄塔 ミストコットレル 処理能力 ； 別紙のとおり
放流水の水質および水量	放流排水は水質汚濁防止法の排出基準以下とし、通常は 720m ³ /日（既設分83m ³ /日） 最大 960m ³ /日（既設分 100m ³ /日）放流 [産業廃棄物処理施設等設置計画書 -別紙（4）参照]
放 流 方 法	花岡鉦業(株)所有の堤沢沈殿池へ放流
汚でい、残灰の量及び処理方法	汚でい 29t/日、残灰22t/日は 花岡鉦業(株)管理型最終処分場へ搬入する。 [産業廃棄物処理施設等設置計画書 -別紙（3）参照]
着 工 予 定 年 月 日	平成2年11月 14 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成3年12月 1日
※ 受 理 年 月 日	
※ 審 査 結 果	

備 考 ※の欄には、記載しないこと

COPY

受 理 書

館保 — 1983
 平成
 昭和 2 年 11 月 14 日

大館市花園町字堤沢42番地
 同和グリーンテックス株式会社
 代表取締役刈田鐵三郎様

秋田県大館 保健所長



平成 2 年 11 月 8 日付けで提出のあった届出書を受理
 しました。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 3
 項(第 15 条第 5 項において準用する同法第 8 条第 3 項)
 の規定により、受理した日から 30 日を経過した後又は
 届出の内容が相当である旨の通知を受けた後でなければ、
 当該届出に係る ~~一般廃棄物処理施設~~ (産業廃棄物処理施
 設) を設置し、又はその構造若しくは規模を変更するこ
 とはできません。